

## 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めることによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）が、道内中小企業者等が行う新分野展開や新商品開発、各種販売促進などの新たな取組や、付加価値の高い商品への転換や原材料コスト抑制に繋がる取組等に要した経費の一部を補助することにより、新型コロナウイルス感染症の影響、原油価格・物価高騰等により変化している消費行動や企業活動に対応するための変革へのチャレンジを促進することを目的とする。

### (定義)

第3条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「道内中小企業者等」とは、以下に掲げるものとする。
  - ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小・小規模企業者で、道内に本店（個人事業主は住所）を有するもの
  - ② 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）で、道内に主たる事務所又は事業所を有するもの
- (2) 補助事業者とは、補助事業を実施する補助対象者をいう。
- (3) 間接補助金とは、補助事業者が知事から交付を受けた補助金をその財源として、当該補助金の対象となる間接補助事業者に交付する補助金をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の全てに該当する単体法人又は複数法人による連合体とし、次条に定める事業を全道的に実施できる者とする。

- (1) 道内に事務所又は事業所を有するものであること。
- (2) 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係団体（暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体をいう。）に該当しないものであること。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の業務によって実施する事業とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響、原油価格や物価高騰等により変化している消費行動や企業活動に対応するため、変革にチャレンジする道内中小企業者等が行う、新分野展開や新商品開発、各種販売促進などの新たな取組や、付加価値の高い商品への転換や原材料コスト抑制に繋がる取組等に要した経費の一部を補助する間接補助金の交付業務
  - イ 間接補助金に係る交付規程等の作成
  - ロ 間接補助金の募集、申請受理、交付決定等
  - ハ 間接補助金の各種問い合わせの対応
  - ニ 間接補助金の交付事業者に対する現地調査
- (2) その他、間接補助金の交付に必要となる付随的業務として、知事が必要と認める業務

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費及び補助率等は、別表1の1及び別表1の2のとおりとする。  
2 別表1の1及び別表1の2の補助金の交付対象となる経費は、別表2のとおりとし、次の各号の要件を満たすものであること。

- (1) 国、道、市町村等が交付する他の補助金、交付金の交付対象となった経費ではないこと。
- (2) 全ての支払及び納入を完了した物品等に係る経費であること。
- (3) 知事の承認を受けた経費であること。

(補助金額の算定方法)

第7条 補助金は、別表1の1及び別表1の2の補助対象経費の実支出額に同表で定める補助率を乗じて得た額（同表で定める額を上限とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。）の合計額とし、予算の範囲内で支給する。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、知事に対し、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、経済第1号様式（平成25年北海道告示第10329-22号に定める様式。以下「経済第〇号様式」について同じ。）による補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 経済第2号様式 事業計画書
- (2) 経済第7号様式 補助金等交付申請額算出調書
- (3) 経済第10号様式 経費の配分調書
- (4) 経済第11号様式 事業予算書
- (5) 経済第23号様式 資金収支計画書
- (6) その他知事が必要と認める書類等

- 2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 3 前項ただし書きの場合にあっては、次のとおりとする。
  - (1) 補助対象者は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを減額して報告しなければならない。
  - (2) 補助対象者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第 1 号様式によりその金額（実績報告において、前号により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- 4 補助対象事業の着手は、補助金の交付決定の通知を受けて行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着手届を別記第 2 号様式により、知事に提出することとする。

#### （補助金の交付決定）

第 9 条 知事は、前条第 1 項の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該補助金交付申請書等の審査等により、適正と認めるときは速やかに補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

#### （補助金の交付条件）

第 10 条 知事は、前条による補助金の交付決定を行う場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和 47 年 9 月 20 日付け局総第 453 号副出納長通達）」第 1 号様式に定める交付の条件を付すものとする。

- 2 補助事業者が間接補助事業者の間接補助金を交付する場合は、次条及び第 12 条の条件を追加するものとする。

#### （交付規程）

第 11 条 補助事業者は、第 9 条の規定による補助金の交付の決定があった補助対象事業の実施に際し、間接補助金の交付手続等について別途交付規程を定め、知事の承認を受けなければならない。

また、これを変更しようとするときも同様とする。

(間接補助金の交付を決定する場合に付すべき条件)

第 12 条 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付された条件と同一の条件を付けなければならない。

なお、この場合において「知事」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還があったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第 23 条第 1 項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

(申請の取下げ)

第 13 条 補助金の交付を申請した者は、第 9 条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定又はこれに付された条件に対して不服があるときは、当該通知を受理した日から 10 日以内に経済第 13 号様式の補助金等交付申請取下書により、申請の取下げをすることができる。

(補助事業の中止等)

第 14 条 第 9 条の規定による通知を受けた補助事業者は、同条の規定による補助金の交付の決定があった補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、経済第 14 号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書により知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができずと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、経済第 15 号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の内容の変更)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第 12 号様式の補助事業等変更申請書により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的に変更をきたさない場合で、その事業費について、20 パーセント以内の額の変更の場合は、この限りでない。

(財産の管理及び処分制限)

第 17 条 間接補助事業における事業実施主体等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1 件の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具等）については、補助事業等の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が 10 年を超える場合は、当該補助事業等の完了の年の翌年から起算して 10 年間）は、あらかじめ知事の承認を受けないで

この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、交付された補助金の全部又は一部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。

この場合において、補助事業者は事業実施主体等に対し財産処分の承認をしようとするときは、あらかじめ財産処分の承認申請を知事に提出し、その承認を得るものとする。

- 2 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- 3 前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることができるものとする。

(補助事業の遂行状況の報告等)

第 18 条 知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行に関し、報告を求め、又は職員に調査をさせることができる。

(補助事業の遂行等の命令)

第 19 条 知事は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第 20 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 14 条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日以内又は令和 5 年 3 月 10 日のいずれか早い日までに、経済第 19 号様式の補助事業等実績報告書に、次の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 経済第 2 号様式 事業実績書
- (2) 経済第 20 号様式 補助金等精算書
- (3) 経済第 22 号様式 事業精算書
- (4) その他知事が別に指示する書類

(帳簿及び書類の備付け)

第 21 条 補助事業者は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 22 条 知事は、第 20 条の規定による補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告を受けた日から 20 日以内に補助

事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 23 条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定したのち、交付するものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、経済第 16 号様式の補助金等概算払申請書に最新の資金収支計画書を添付して知事に提出しなければならない。

(補助決定等の取消し等)

第 24 条 知事は、補助事業者が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 25 条 知事は、前条の規定による補助決定の取消しを行った場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 3 月 4 日から適用する。

この要綱は、令和 4 年 7 月 5 日から適用する。

別表 1 の 1

区分	補助対象経費	補助上限額	補助率
中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金 通常枠	(1) 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金(新事業展開枠) 変革にチャレンジする道内中小企業者等が行う新分野展開や新商品開発等の取組など、新たな取組に要した経費について、一事業者あたり上限 1,000 千円、下限 500 千円として、間接補助事業者の補助対象経費の 3 分の 2 以内の額で交付する補助金 ※ 補助金交付に係る要件は、別表 3 の 1 のとおり ※ 補助対象となる事業は、別表 3 の 3 のとおり	1,500,000 千円	10 分の 10 以内
	(2) 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金(販売促進枠) 変革にチャレンジする道内中小企業者等が行う販路開拓や販促活動等の取組などに要した経費について、一事業者あたり上限 300 千円として、間接補助事業者の補助対象経費の 3 分の 2 以内の額で交付する補助金 ※ 補助金交付に係る要件は、別表 3 の 1 のとおり ※ 補助対象となる事業は、別表 3 の 3 のとおり		
	(3) 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金 (上乘せ枠) (1)又は(2)の枠で補助金交付決定を受けた間接補助事業者であって、別表 3 の 2 の要件を満たす者に対し、既に間接補助金交付決定を受けている額と、補助対象経費の 4 分の 3 以内の額で計算した額との差で交付する補助金。ただし、(1)又は(2)との合計は既に間接補助金交付決定を受けている補助枠の上限を超えないものとする。		
	(4) 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金交付事務等のために必要な次の経費 人件費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、各種手数料)、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費 ※ 人件費は、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限る。	108,851 千円	

別表1の2

区分	補助対象経費	補助上限額	補助率
中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金 原油価格・物価高騰等影響枠	(1) 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金(経営改善枠) 変革にチャレンジする道内中小企業者等が行う新分野展開や新商品開発等の新たな取組や、付加価値の高い商品への転換や原材料コスト抑制等に繋がる取組に要した経費について、一事業者あたり上限1,000千円、下限500千円として、間接補助事業者の補助対象経費の4分の3以内の額で交付する補助金。ただし、デジタル技術を活用したコスト抑制に繋がる取組を含む場合、一事業者あたり上限3,000千円、下限500千円とする。 ※ 補助金交付に係る要件は、別表3の2のとおり ※ 補助対象となる事業は、別表3の4のとおり	960,000千円	10分の10以内
	(2) 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金(販売促進枠) 変革にチャレンジする道内中小企業者等が行う販路開拓や販促活動等の取組などに要した経費について、一事業者あたり上限300千円として、間接補助事業者の補助対象経費の4分の3以内の額で交付する補助金 ※ 補助金交付に係る要件は、別表3の2のとおり ※ 補助対象となる事業は、別表3の4のとおり		
	(3) 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金(上乘せ枠) 別表1の1(1)又は(2)の枠で補助金交付決定を受けた間接補助事業者であって、別表3の2の要件を満たす者に対し、既に間接補助金交付決定を受けている額と、補助対象経費の4分の3以内の額で計算した額との差で交付する補助金。ただし、別表1の1(1)又は(2)との合計は既に間接補助金交付決定を受けている補助枠の上限を超えないものとする。		
	(4) 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金交付事務等のために必要な次の経費 人件費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、各種手数料)、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費 ※ 人件費は、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限る。	94,655千円	



別表 2

別表 1 の 1(1)～(3)、別表 1 の 2(1)～(3)の補助金交付に係る補助事業の対象と認められる経費

経費区分	内 容
機械装置等費	<p>①専ら補助事業のために使用される機械装置・備品・工具・器具（測定工具・検査工具等）、感染防止設備・備品の購入、製作に要する経費</p> <p>②専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築に要する経費</p> <p>③①又は②と一体で行う改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費</p> <p>* 1 機械装置又は自社により機械装置やシステムを製作・構築する場合の部品の購入に要する経費は「機械装置等費」となります。</p> <p>* 2 「改良・修繕」とは、本事業で新規に購入又は本事業のために使用される機械装置の機能を高めることや耐久性を増すために行うものです。</p> <p>* 3 「据付け」とは、本事業で新規に購入又は本事業のために使用される機械・装置と一体で捉えられる軽微なものに限られます。</p> <p>* 4 自動車等車両のうち、①「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の「機械及び装置」区分に該当するもの（例：ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備）、②移動販売車両等、専ら補助事業のために使用される車両についてのみ、この機械装置等費での計上が可能です。</p> <p>* 5 3者以上の中古流通業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も対象になります。</p> <p>* 6 1件当たりの単価が 50 万円を超えるものについては様式第 7 号別紙 3 による「取得財産等管理台帳」を備えてください。</p>
広報費	<p>パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、及び広報媒体等を活用するために支払われる経費</p> <p>* 1 補助事業計画に基づく商品・サービスの広報を目的としたものが補助対象であり、単なる会社の PR や営業活動に活用される広報費は、補助対象となりません。（商品・サービスの名称や宣伝文言も付記されていないものは補助対象となりません。）</p> <p>* 2 チラシ等配布物の購入については、実際に配布もしくは使用した数量分のみが補助対象経費となります。</p> <p>* 3 補助事業期間中に経費支出をした場合にあつて、実際に広報がなされる（情報が伝達され消費者等に認知される。）時期が補助事業期間終了後となる場合には補助対象となりません。</p>
展示会等出展費	<p>新商品等を展示会等に出席又は商談会に参加するために要する経費</p> <p>* 1 北海道（北海道以外の機関が、北海道から受けた補助金等により実施する場合を含む。）により出展料の一部助成を受ける場合の出展料は、補助対象外です。</p> <p>* 2 展示会出展の出展料等に加えて、関連する運搬費・通訳料・翻訳料も</p>

	<p>補助対象となります。</p> <p>* 3 販売のみを目的とし、販路開拓に繋がらないものは補助対象となりません。</p> <p>* 4 補助事業期間外に開催される展示会等の経費は補助対象となりません。</p> <p>* 5 選考会、審査会（〇〇賞）等への参加・申込費用は補助対象となりません。</p> <p>* 6 海外展示会等の出展費用の計上にあたり外国語で記載の証拠書類等を実績報告時に提出する場合には、当該書類の記載内容を日本語で要約・説明する書類もあわせてご提出ください。（実績報告の際に提出する証拠書類の翻訳料は補助対象外です。）</p> <p>* 7 飲食費を含んだ商談会等参加費は補助対象となりません。</p> <p>* 8 展示会等に出展する際の移動や宿泊に要した経費も補助対象となります。ただし宿泊に要する経費の上限は12,000円（税込）とします。</p>
開発費	<p>新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう設計、デザイン、製造、改良、加工等に要する経費</p> <p>* 1 販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費は補助対象外となります。（試作品の生産に必要な経費は対象となります。）</p> <p>* 2 汎用性があり目的外使用になり得るものの購入費は補助対象外となります。</p>
雑役務費	<p>事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費</p> <p>* 1 実績報告の際に、作業日報や労働契約書等の提出が必要となります。</p> <p>* 2 通常業務に従事させるための雇い入れは補助対象となりません。</p>
借料	<p>事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費</p> <p>* 1 借用のための見積書、契約書等が確認できるもので、本事業に要する経費のみとなります。契約期間が補助事業期間を越える場合は、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみとなります。</p> <p>* 2 自主事業など補助事業以外にも使用するもの、通常の生産活動のために使用するものは補助対象外となります。</p> <p>* 3 事務所等に係る家賃は対象外です。ただし、既存の事務所賃料ではなく、新たな販路開拓の取り組みの一環として新たに事務所を賃借する場合は、対象となることがあります。</p> <p>なお、審査時に床面積の按分資料が必要となることがあります。</p>
専門家費用	<p>事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に支払われる経費</p> <p>* 1 謝金の単価は、間接補助事業者が定める規程等によりその単価の根拠</p>

	<p>が明確であり、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。</p> <p>* 2 謝金単価を内規等により定めている場合は、その支出基準を踏まえた額を支出することとします。</p> <p>* 3 依頼する業務内容について事前に書面等を取り交わして、明確にしなければなりません。</p> <p>なお、本事業への応募書類作成代行費用は補助対象となりません。</p> <p>* 4 間接補助事業者が専門家等を自社に招き、当該専門家等から必要な指導・助言を受ける等は補助対象となりますが、専門家等が講演する外部セミナー研修に参加する等の費用は認められません。</p> <p>* 5 マーケティング、ブランド構築、広告宣伝等について専門家等から指導・助言を受けるのは、販路開拓等の取り組みとして補助対象となります。</p> <p>* 6 宿泊に要する経費の上限は12,000円(税込)とします。</p>
委託費	<p>上記に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)するために支払われる経費(市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な業務に限ります。)</p> <p>* 1 委託内容、金額等が明記された契約書等を締結し、委託する側である間接補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。</p> <p>* 2 間接補助事業者に指導・助言をする専門家等に対する謝礼は専門家謝金に該当し、指導・助言以外の業務を受託した専門家等に対する謝礼は、委託費に該当します。</p>
外注費	<p>上記に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費(店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限ります。)</p> <p>* 1 外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である間接補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。</p> <p>* 2 店舗改装において50万円(税抜き)以上の外注工事を行う場合等、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分(補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されることがあります。</p>
その他の経費	その他、補助事業者が特に必要と認めた経費

別表 3 の 1

別表 1 の 1(1)及び(2)の補助金交付に係る間接補助事業者は、次の要件を満たすものとする。

補助対象者は、次のいずれも満たす事業者とする。

- 1 北海道内に店舗や事業所を有する道内中小企業者等とし、次の各号のいずれにも該当してはならない。
  - ① 国、法人税法別表第 1 に規定する公共法人
  - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
  - ③ 政治団体
  - ④ 宗教上の組織又は団体
  - ⑤ 法人財団(公益・一般)、社団法人(公益・一般)、医療法人、社会福祉法人、農事組合法人、学校法人、終局法人、法人格のない任意団体
  - ⑥ 商工会議所法(昭和 28 年法律第 143 号)に規定する商工会議所
  - ⑦ 商工会法(昭和 35 年法律第 89 号)に規定する商工会及び北海道商工会連合会
  - ⑧ 商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
  - ⑨ 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に規定する中小企業等協同組合及び北海道中小企業団体中央会
  - ⑩ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)に規定する協業組合、商工組合及び商工組合連合会
- 2 令和 2 年(2020 年)4 月以降の連続する 6 か月のうち、任意の 3 か月の合計売上高が、平成 31 年(2019 年 1 月 1 日から令和 2 年(2020 年)3 月 31 日の同 3 か月の合計売上高と比較して 10% 以上減少している事業者。

ただし、令和 2 年(2020 年)1 月 1 日以降に創業した事業者については、次に定めるところにより要件を満たしているもの。

  - ① 令和 2 年(2020 年)1 月 1 日から令和 3 年(2021 年)3 月 31 日までに創業した場合  
創業日翌月以降からの任意の 3 か月の合計売上高が、創業日から令和 3 年(2021 年)3 月 31 日までの 1 日当たりの平均売上高に、申請に用いる任意の 3 か月と同日数分を乗じた売上高と比較して、10%以上減少していること。
  - ② 令和 3 年(2021 年)4 月 1 日から令和 4 年(2022 年)3 月 31 日までに創業した場合  
創業日翌月以降からの任意の 3 か月の合計売上高が、創業日から令和 4 年(2022 年)3 月 31 日までの 1 日当たりの平均売上高に、申請に用いる任意の 3 か月と同日数分を乗じた売上高と比較して、10%以上減少していること。
- 3 新事業展開枠について、国の「事業再構築補助金」を受給したことがないもの及び令和 4 年度内に受給しないものを対象とする。
- 4 販売促進枠について、道内中小企業者等のうち小規模企業者が申請する場合は、国の「小規模事業者持続化補助金」を受給したことがないもの及び令和 4 年度内に受給しないものを対象とする。
- 5 補助対象者は、暴力団排除に関する事項として、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれか

にも該当するものであってはならない。

- ① 暴力団
  - ② 暴力団員
  - ③ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないもの。
  - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用しているもの。
  - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの。
  - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。
  - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用しているもの。
- 6 補助対象者は、前項の第 2 号から第 7 号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- 7 補助対象者は、別紙 1（誓約書）に記載のいずれの内容にも誓約及び同意するもの。

別表 3 の 2

別表 1 の 1 (3) 及び別表 1 の 2 (1)~(3) の補助金交付に係る間接補助事業者は、次の要件を満たすものとする。

補助対象者は、次のいずれも満たす事業者とする。

- 1 北海道内に店舗や事業所を有する道内中小企業者等とし、次の各号のいずれにも該当してはならない。
  - ① 国、法人税法別表第 1 に規定する公共法人
  - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
  - ③ 政治団体
  - ④ 宗教上の組織又は団体
  - ⑤ 法人財団(公益・一般)、社団法人(公益・一般)、医療法人、社会福祉法人、農事組合法人、学校法人、終局法人、法人格のない任意団体
  - ⑥ 商工会議所法(昭和 28 年法律第 143 号)に規定する商工会議所
  - ⑦ 商工会法(昭和 35 年法律第 89 号)に規定する商工会及び北海道商工会連合会
  - ⑧ 商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
  - ⑨ 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に規定する中小企業等協同組合及び北海道中小企業団体中央会
  - ⑩ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)に規定する協業組合、商工組合及び商工組合連合会
- 2 令和 4 年(2022 年)1 月以降の売上高(又は付加価値額)が、平成 31 年(2019 年)から令和 3 年(2021 年)の同月の売上高(又は付加価値額)と比較して 10%(付加価値額の場合は 15%)以上減少している事業者。なお、算出方法は別に定めるものとする。

※ 付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいう。  
ただし、上記による比較ができない事業者については、別に定めるところにより要件を満たしているもの。
- 3 新事業展開枠について、国の「事業再構築補助金」を受給したことがないもの及び令和 4 年度内に受給しないものを対象とする。
- 4 販売促進枠について、道内中小企業者等のうち小規模企業者が申請する場合は、国の「小規模事業者持続化補助金」を受給したことがないもの及び令和 4 年度内に受給しないものを対象とする。
- 5 補助対象者は、暴力団排除に関する事項として、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかにも該当するものであってはならない。
  - ① 暴力団
  - ② 暴力団員
  - ③ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないもの。
  - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用しているもの。

- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの。
  - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。
  - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用しているもの。
- 6 補助対象者は、前項の第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- 7 補助対象者は、別紙1（誓約書）に記載のいずれの内容にも誓約及び同意するもの。

別表 3 の 3

別表 1 の 1(1)～(3)の補助対象となる事業は、次のとおりとする。

1 新事業展開枠

補助対象事業	要件
(1)新分野展開・事業転換・業種転換	<p><b>【新分野展開】</b> 主たる事業を変更することなく、新たな商品・サービスを開発し、新市場へ進出するための意欲的な取組であること</p> <p><b>【事業転換】</b> 主たる業種を変更することなく、主たる事業を転換するための意欲的な取組であること</p> <p><b>【業種転換】</b> 主たる業種を変更し、新市場へ進出するための意欲的な取組であること</p>
(2)新商品の開発又は生産	過去の同種の商品に比べて性能の良い新製品を開発又は提供するための意欲的な取組であること
(3)新役務の開発又は提供	過去の同種のサービスに比べて性能の良い新サービスを開発又は提供するための意欲的な取組であること
(4)商品の新たな生産又は販売の方式の導入	生産・サービス供給効率を向上させるため、新たな商品販売方式を導入するための意欲的な取組であること
(5)役務の新たな提供の方式の導入	保有している資産を活用し、新たなサービスを開発するための意欲的な取組であること

2 販売促進枠

補助対象事業	要件
(1)販路開拓等の取組	新たな流通経路を見だし、新しい販売先を見つける取組であること
(2)販促活動の取組	新たな媒体による PR 等、既存販路を想定したより強い PR の取組であること



別表 3 の 4

別表 1 の 2(1)～(3)の補助対象となる事業は、次のとおりとする。

1 経営改善枠

補助対象事業	要件
(1)新分野展開・事業転換・業種転換	<p><b>【新分野展開】</b> 主たる事業を変更することなく、新たな商品・サービスを開発し、新市場へ進出するための意欲的な取組であること</p> <p><b>【事業転換】</b> 主たる業種を変更することなく、主たる事業を転換するための意欲的な取組であること</p> <p><b>【業種転換】</b> 主たる業種を変更し、新市場へ進出するための意欲的な取組であること</p>
(2)新商品の開発又は生産	過去の同種の商品に比べて性能の良い新製品を開発又は提供するための意欲的な取組であること
(3)新役務の開発又は提供	過去の同種のサービスに比べて性能の良い新サービスを開発又は提供するための意欲的な取組であること
(4)商品の新たな生産又は販売の方式の導入	生産・サービス供給効率を向上させるため、新たな商品販売方式を導入するための意欲的な取組であること
(5)役務の新たな提供の方式の導入	保有している資産を活用し、新たなサービスを開発するための意欲的な取組であること
(6)原材料コスト抑制等の取組	原油価格・物価高騰による影響に対応する原材料コストの抑制や物流ルートの見直し等に繋がる意欲的な取組であること

2 販売促進枠

補助対象事業	要件
(1)販路開拓等の取組	新たな流通経路を見だし、新しい販売先を見つける取組であること
(2)販促活動の取組	新たな媒体による PR 等、既存販路を想定したより強い PR の取組であること